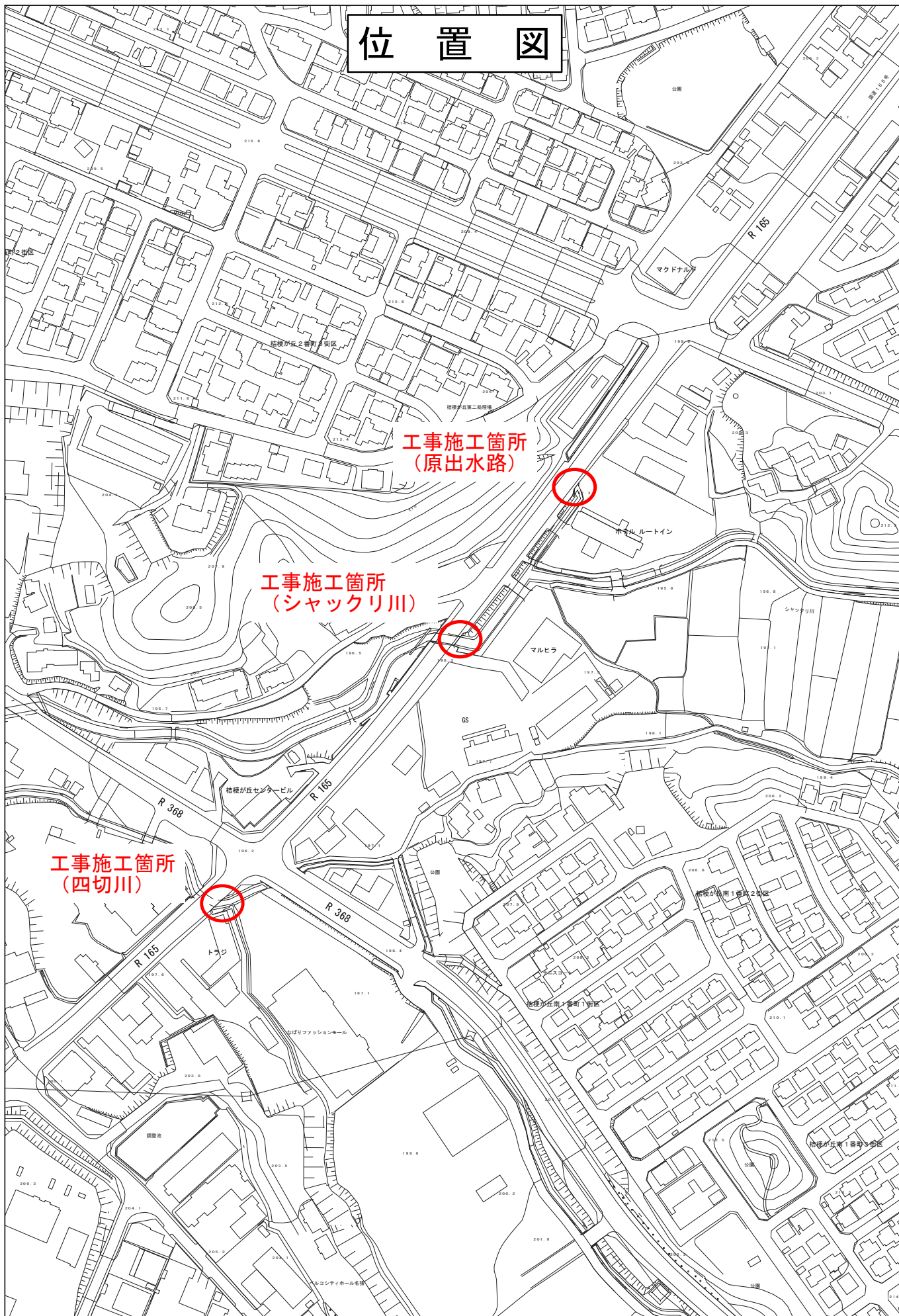


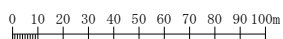
令和6年度	第 配修4 号	修 繕 （ 当 初 ） 仕 様 書				名張市上下水道部			
件 名	国道165号添架水管橋防食保護工事								
施 行 場 所	名張市 蔵持町原出 地内								
設 計 金 額	当初設計金額 円 内 修繕価格 円 内 消費税相当額 円 支給資材費 円 内 支給資材費 円 内 消費税相当額 円								
履 行 期 間	着 手 令和 年 月 日 (または着手日から) 完 成 令和7年1月31日 日間	設計 令和 年 月 日							
		設 計		検 算		確 認			
修 繕 の 概 要					起 工 理 由				
防食保護工 シャックリ川添架管L=15.0m 四切川添架管L=13.1m 原出水路添架管L=7.5m									

1:3000

位置図



名張市上下水道部



《 特 記 仕 様 書 》

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 適用範囲

- (1) 本仕様書は、名張市水道事業の管理者の権限を行う名張市長（以下「発注者」という）が発注する「国道 165 号添架水管橋防食保護工事」（以下「本工事」という）の施工に適用する。
- (2) 本仕様書は、「本工事」施工に関する特有な仕様事項を示すものであり、共通的なものは、名張市水道事業請負契約工事共通仕様書（以下「水道事業共通仕様書」という）によるものとし、その他の場合は、水道工事標準仕様書及び三重県公共工事共通仕様書による。
- (3) 契約書、設計図書及び本特記仕様書は、水道事業共通仕様書、水道工事標準仕様書及び三重県公共工事共通仕様書に優先する。
- (4) 受注者は、(2) の仕様書は勿論のこと諸関係法規等を現場責任者に充分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工すること。

第 2 節 一般事項

- (1) 受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書を提出し監督員の承諾を得ること。
- (2) 製作図、製作仕様書、施工図、見本等は、事前に監督員の承諾を得ること。
- (3) 施工計画書及び施工図は、すべての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり常にすべての工種間の関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示承諾等を受けると共に、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行を図らなければならない。
- (4) 受注者は、発注者が主催する工程会議に必ず出席するものとし、その都度議事録を作成し、2 部提出するものとする。
- (5) 工事に使用する材料は、事前に監督員の承諾を得ること。
尚、配管資材承諾一覧表以外の資材及び特殊製品の使用の場合は、事前に使用材料承諾願を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (6) 工事用電力（動力及び照明）及び工事用給・排水の施設は、受注者の負担で関係法規に基づき設置し管理しなければならない。
又、工事施工に必要な資材置場、現場事務所等は、受注者の負担により責任を持って措置す

ること。

(7) 残土は、名張市が指定する公共残土捨場で処分すること。

(8) 工事施工に伴う資材、重機等の運搬車両の運行については、施工計画に基づくと共に、事前に監督員と協議し、使用する道路等の維持管理及び交通安全対策について必要な措置を講じること。

(9) 受注者は、工事完成と同時に各施設の竣工図書を作成し、監督員の承諾を得て工事完成通知書と同時に提出すること。但し、竣工図書は、監督員の指示により縮小版も含む場合がある。

尚、受注者は、監督員の指示、又は承諾を得た場合は、工事完成図、成果品及び工事写真を電子記憶媒体にして提出するものとする。

(10) 工事写真撮影は、名張市水道事業工事写真撮影方針により、1部提出すること。

尚、必要に応じて提出部数を増やす場合があるので、ネガ等は整理しておくこと。

又、工事写真を電子記憶媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたもの）を添付するものとする。

(11) 本工事に係る検査、復旧、試験及び運転に要する一切の費用は受注者の負担とする。

(12) 本工事に係る関係諸機関への諸手続きに伴う書類作成は、監督員との協議の上、原則として受注者で行うこと。

(13) 本工事完成後の瑕疵担保責任の存続期間は2年とし、当該施設に瑕疵があった場合には、受注者の責任において措置すること。

(14) 本工事には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象になった場合には、翌年度の4月1日から7月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事発注者に対して支払請求を行うことができる。

(15) 施工機械は、原則として排出ガス対策型とするが、使用が困難な場合は理由書の提出により変更を行うことができる。

(16) 受注者は、下請負に付する場合には、所定の様式により、部分下請負通知書を監督員に提出すること。

(17) 受注者は、請負金額が100万円以上の工事について、工事の着手（完成）時に、三重県建設副産物処理基準に定める「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源利用促進計画（実施）書」を作成し、監督員に提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力しなければならない。但し、該当する建設資材・再生資源がない場合はこの限りではない。

尚、計画書及び実施書は、「建設副産物情報交換システム」から印刷したものを提出できるものとする。

(18) 受注者は、請負契約金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、期日以内

に登録機関に登録申請をしなければならない。

又、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

第 2 章 具 体 的 作 業

- (1) 作業に先立ち各塗料の技術資料を添付した承認願いを提出し、監督員の承認を得ること。
- (2) 防食については、別途定める「防食・防水施工要領」に従うこと。但し、下記の条件では施工を行わない。
 - 1) 気温が5度以下のとき
 - 2) 湿度が80%以上のとき
 - 3) 強風及び塵埃の多いとき
 - 4) 雨又は雪などが直接水管に降りかかる恐れがあるとき
 - 5) 天候状態により、異常な出水が予想される時
 - 6) その他、監督員が不適当と判断し指示したとき
- (3) 外装保護材仕上色については、事前に色見本を提出し打合せをすること。また、工事完了後、添架管に名称、保護材、施工年月日等を明記すること。
- (4) 仮足場の設置については、交通に支障を与えないと共に、河川の流水並びに最大洪水時断面を阻害しないようにすること。なお、施工方法については、関係法令に準ずる他、別途定める「鋼管足場設置要項」に従うこと。

第 3 章 そ の 他

- (1) 車両通行止等の交通障害の生じる施工にあたっては、事前に関係住民やその他関係者に連絡して了解を得ること。
- (2) 工事標識、交通障害(予告)標識は、表示施設設置基準及び保安施設設置要綱に基づいて設置し、事前に関係者への周知徹底を図ると共に、道路管理者、警察署と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 工事中は交通の安全に努め、歩行者(特に小学校及び保育所、幼稚園の児童)の通行については万全の措置を講じること
- (4) 仮設資材については、充分留意し保守管理を行うとともに、資材の破損紛失等があった場合の費用については、受注者が負担すること。

工事数量総括表

		工事名	国道165号添架水管橋防食保護工事	当初	事業区分	水道工事		
					工事区分	上水道工事（１）		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
上水道工事（１）				式		1		
水管橋防食工				式		1		
防食保護工（シャックリ川）				式		1		
防食・保温材撤去処分				m2		21.5		
素地処理調整工			一般塗装部2～3種	m2		21.5		
直管部防食保護工			カバーコートタイプ	m2		19.7		
端部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		2		
フランジ継手部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		2		

工事数量総括表

		工事名	国道165号添架水管橋防食保護工事	当初	事業区分	水道工事		
					工事区分	上水道工事（１）		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
伸縮管部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		1		
侵入防止部防食工			カバーコートタイプ	箇所		2		
空気弁部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1		
リングサポート部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1		
漏水バンド部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1		
防食保護工（四切川）				式		1		
防食・保温材撤去処分				m2		18.8		
素地処理調整工			一般塗装部2～3種	m2		18.8		

工事数量総括表

		工事名	国道165号添架水管橋防食保護工事	当初	事業区分	水道工事		
					工事区分	上水道工事（１）		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
直管部防食保護工			カバーコートタイプ	m2		17.4		
端部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		2		
フランジ継手部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		2		
伸縮管部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		1		
侵入防止部防食工			カバーコートタイプ	箇所		2		
空気弁部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1		
リングサポート部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1		
防食保護工（原出水路）				式		1		

工事数量総括表

		工事名	国道165号添架水管橋防食保護工事	当初	事業区分	水道工事		
					工事区分	上水道工事（１）		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
防食・保温材撤去処分				m2		10.8		
素地処理調整工			一般塗装部2～3種	m2		10.8		
直管部防食保護工			カバーコートタイプ	m2		9.3		
端部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		2		
フランジ継手部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		2		
伸縮管部防食保護工			カバーコートタイプ	箇所		1		
侵入防止部防食工			カバーコートタイプ	箇所		2		
空気弁部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1		

工事数量総括表

		工事名	国道165号添架水管橋防食保護工事			当初	事業区分	水道工事	
							工事区分	上水道工事（１）	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
リングサポート部防食工			カバーコートタイプ	箇所		1			
仮設工				式		1			
仮設足場工				式		1			
足場組立 シャックリ川				掛㎡		34.6			
足場組立 四切川				掛㎡		19.9			
足場組立 原出水路				掛㎡		9.5			
直接工事費				式		1			
共通仮設				式		1			

工事数量総括表

		工事名	国道165号添架水管橋防食保護工事	当初	事業区分	水道工事		
					工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
工事費計				式		1		